

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人 優輝福社会

1 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

当施設は、感染症などに対する抵抗力が弱い障害者や高齢者が生活する場であり、こうした入所者等が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って施設では、感染症・食中毒の予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると共に万が一感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むに当たっての基本的理念を理解し、別紙、「感染対応マニュアル」に従って、施設全体でこのことに取り組みます。

2 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のために、各職域毎に担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防、まん延防止のため、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。また手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓（「5S3定」）を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的を実施します。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員は手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物など扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 面会等の外来者の衛生管理

施設側で外来者用の手指消毒液やマスク等を備え付けるなどの対応策や感染症・食中毒の流行期における留意事項、発生時の面会制限等の協力要請や必要な情報提供を行うなど周知徹底を行いまん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処手順」に従い、感染の拡大を防ぐための下記の対応を図ります。

- ① 発生状況の把握（利用者、職員等）
- ② まん延防止のための緊急措置又は対策
- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告（保健所等）

<保健所への報告が必要な場合>

- ア 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者などが、ある時点において、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者などが発生してからの累積の人数ではないことに注意

<報告する内容>

- ア 感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- イ 感染症または食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況など

※尚、医師が、感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する利用者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所などへの届出を行う必要があります。

3 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のための対策を検討するため、「感染症対策委員会」（以下「委員会」と言う）を設置します。

② 感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。
看護職員、サービス管理責任者

③ 感染症対策委員会の構成員

- ア 施設長
- イ 看護職員
- ウ 生活相談員、サービス管理責任者
- エ 介護支援専門員
- オ 介護職員、生活支援員
- カ 管理栄養士

④ 感染症対策委員会の開催

委員会はおおむね3か月に1回以上、定期的に開催します。その他必要な都度、開催します。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策および発生時の対応の立案
- イ) 各指針・各マニュアル・清掃マニュアル・食品取り扱いマニュアル・食中毒予防マニュアルなどの整備
- ウ) 発生時における施設内連絡体制および行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- カ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ) 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

- ア) 全職員は年1回の健康診断を実施する。
- イ) 職員が感染症を罹患している場合には、感染経路の遮断のため完治まで就業制限を加えるなどの適切な措置を講じます。

4 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- 2) 感染症発生時の行政報告

(医師)

- 1) 診断、処置方法の指示
- 2) 各協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 1) 医師、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

(生活相談員・介護支援専門員)、(サービス管理責任者)

- 1) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備(行政機関、施設、家族)
- 3) 発生時およびまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応
- 6) 各職種別教育

(管理栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関など、施設、家族)
- 5) 経過記録の整備

(介護職員)、(生活支援員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 生活相談員(サービス管理責任者)、看護職員、管理栄養士、調理員との連携
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

5 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を次のとおり実施します。

- ① 定期的な教育・研修(年2回以上)の実施
- ② 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③ 実際に感染症が発生した場合を想定した訓練(年2回以上)の実施
- ④ その他、最新情報に基づいた必要な教育・研修の実施

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年1月1日から施行する。